

令和7年8月22日（金）13時30分～

交通政策審議会 海事分科会 第186回船員部会

【岩下労働環境技術活用推進官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第186回船員部会を開催させていただきます。事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の岩下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はウェブ会議システムを併用しての開催としております。リモートでご参加の委員におかれましては、カメラ、マイクの通信はオフ（マークにスラッシュが入った状態）のまま、ご発言される際のみカメラ、マイクをオンに、発言が終わりましたらカメラ、マイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

また、ご発言いただく際は、画面上部のアイコンから「手を挙げる」を選択いただくか、カメラ、マイクをオンにして「部会長」と発言いただき、部会長より指名がありましたらご自身の氏名をおっしゃった後に発言をお願いいたします。

なお、会場にご出席されている委員におかれましては、発言を希望される場合は挙手をしていただき、部会長より指名がありましたら、お手元のトークボタンを押して、ご自身の氏名をおっしゃった後に発言していただき、発言が終わりましたら再度ボタンを押してマイクをオフとしていただきますようお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員19名中14名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

本日の資料につきましては、会場にご出席されている委員の皆様には、席上に配付をさせていただきます。また、リモートでご参加の委員におかれましては、事前にお配りした資料をご覧ください。資料は40ページ物で各ページの右下に通し番号を振っておりますので、ご確認をお願いいたします。

議事に入ります前に、臨時委員の交代がございましたので、ご紹介させていただきます。使用者委員の土屋委員が退任され、新たに加藤委員が就任されました。

それでは、加藤委員、マイクをオンにいただき、一言ご挨拶をいただければと存じます。

【加藤臨時委員】 皆様、初めまして、日本船主協会、加藤でございます。いろいろお世話になります。よろしくお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。本日は加藤部会長が所用によりご欠席のため、小西部会長代理に司会進行をお願いします。どうぞよろしくお願いいたします。

【小西部会長代理】 よろしくお願いいたします。それでは早速、議事を進めてまいりたいと思います。

審議事項である議題1の船員法に基づく登録検査機関に関する政令の一部改正案について及び議題2の船員法施行規則の一部改正案についてですが、前回の部会にて諮問のありました案件でございます。

8月8日までとしておりました各委員からのご意見の状況等につきまして、事務局より説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【尾崎船員政策課課長補佐】 船員政策課の尾崎でございます。議題1、2につきまして、8月8日までとしておりました各委員からのご意見につきましては、特段、審議事項に関するご意見の提出はなかったということでご報告させていただきます。

一方、基本訓練の運用に関する質問を委員所属の団体様からいただいておりますが、こちらにつきましては、運用に関することでございますので、個別に対応させていただければと考えてございます。

また、2点、資料のほうで補足がございます。お手元の資料の6ページをご覧くださいればと思います。こちらは議題1に関するものになりまして、6ページの3番、今後のスケジュール（予定）と書いてある部分につきまして、前回、先月の船員部会では、閣議、公布ともに令和7年9月中旬と予定しておりましたが、改正手続の都合上、閣議、公布ともに令和7年12月中としたいと考えてございます。

また、議題2につきまして、資料の8ページをご覧くださいればと思います。こちらにつきましても、2番、概要のところ、（1）船員法施行規則の一部改正のうち、①、コンテナ海中転落時の即時通報の部分につきまして、iiiでございます。こちらの通報方法につきまして、少し表現を改めさせていただいております。こちらは、海上保安機関との調整でこのような表現に変わっているというところで、ご承知おきいただければと思っております。

私からは以上でございます。

【小西部会長代理】      ありがとうございました。

前回の部会以降は委員からご意見がなかったというお話があったところですので、答申の決定についてこの場で確認を行いたいと思います。

改正案は2件ございますが、どちらでも結構ですので、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

遠藤委員、よろしくお願いいたします。

【遠藤臨時委員】      遠藤です。よろしくお願いいたします。前回の船員部会で発言等させていただきましたけれども、その考え方については前回から変わってはいないんですけれども、基本教育訓練、それから漁船員への基本訓練、この辺についてはそれぞれ、今までの訓練と講習に支障のないよう、訓練場所や回数の増加に向けても取り組んでいただきたいと、これは要望ですので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【小西部会長代理】      ありがとうございます。何か事務局からこの点についてございますでしょうか。よろしくお願いいたします。

【成瀬労働環境対策室長】      船員政策課労働環境対策室の成瀬でございます。遠藤委員、どうもありがとうございます。事務局としましては、基本訓練の今後の実施について、支障のないように取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【小西部会長代理】      ありがとうございます。

そのほか何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、このほかに特にないということですので、国土交通大臣から諮問第483号及び諮問第484号をもって諮問された件については、適当であるとの結論とし、海事分科会長にご報告したいと思います。そのような形でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次に移らせていただきます。審議事項である議題3の船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、及び議題4の子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針の一部を改正する告示案についてでございますが、こちらにつきましても前回の部会にて諮問のありました案件でございます。こちらにつきましても8月8日までとさせていただきます。各委員からのご意見の状況等につきまして、事務局からご

説明のほどよろしくお願いいたします。

【尾崎船員政策課課長補佐】 船員政策課の尾崎でございます。議題3、4につきまして、8月8日までとしておりました各委員からのご意見につきましては、特段、審議事項に関するご意見の提出はなかったということをご報告させていただきます。

一方で、柔軟な働き方を実現するための事業主が講ずべき措置に関しまして、委員所属の複数団体様より、具体的な運用方法に関する質問でありましたり、あとは運用に際した要望等を頂戴してございます。こちらにつきましては、特に事業者の皆様が柔軟な働き方を実現するための措置を決定するプロセスを含みまして、その運用に当たり、本制度を活用する対象の船員の皆様はもとより、事業者の皆様、全日海様をはじめ、関係する過半数組合の皆様に混乱が生じないように、しっかり対応させていただきたいと考えております。

具体的には、関連する通達をお示しすることであつたりとか、あと国交省ホームページにおいて既に公開しております説明資料、パンフレット、それに参考となる就業規則例等の各種ツールに関しまして、こちらを今回諮問させていただきました10月1日施行分の内容を含めた形で変更させていただきまして、そちらを9月中旬をめどに公開する形で皆様にお示ししたいと考えてございます。その上で、各団体の皆様から頂戴している具体的な質問に対しましては、運用に当たりまして混乱が生じないように、別途説明の機会をいただくなど、丁寧に対応したいと考えてございます。施行日まで時間がない中、恐縮ではございますが、よろしくお願いいたしますと考えております。

以上でございます。

【小西部会長代理】 ご説明ありがとうございました。

前回の部会以降、委員からの特段のご意見はなかったというお話でございましたので、答申の決定につきましてこの場で確認を行いたいと思います。

改正案は2件ございますが、どちらでも結構ですので、ご質問等ございましたらお願いしたいと思っております。

いかがでしょうか。藏本委員、よろしくお願いいたします。

【藏本臨時委員】 内航総連の藏本です。先月は都合により出席できませんでした。申し訳ございません。

内航総連からは、文書をもって事業者の意見を取りまとめて、今、国交省とやり取りをさせていただいております。幾つか回答もいただいておりますが、まだ質問に対する回答もいただいていない部分もございますので、今後とも引き続き対応をよろしくお願いいたします。

します。

それを踏まえて、本日、要望事項ということで幾つか要望させていただきたいと思っております。

まず、育児・介護等の休業措置対応について発生する臨時船員の確保対策としての在籍出向の要件を緩和いただきたいという意見が事業者から出ております。

2つ目は、助成制度を創設並びに税制上の優遇措置も検討いただきたいという意見が出ております。

3つ目が、本制度導入に伴うコスト増に適正に反映できるよう、取引環境の改善を行えるようにという意見が出ております。

また、制度未対応を理由とした求人票の受付停止等の措置については、当該事業者の実情を十分にご理解いただいた上で、柔軟かつ段階的な対応を図っていただきますようお願いいたします。

最後は、説明会です。これは先ほどの説明の中で対応するというお答えをいただいておりますが、事業者が混乱に陥らないように、時間もあまりございませんが、10月1日までの対応、説明会の準備等をよろしく願いいたします。

以上です。

【小西部会長代理】      ありがとうございます。今お話のあった点につきまして、事務局から何かございますでしょうか。

【前田雇用対策室長】      船員政策課雇用対策室の前田です。幾つか蔵本委員からお話のあった中で、1つ目の在籍出向と4つ目の求人票の件につきまして、私からご説明させていただきます。

まず1つ目、在籍出向でございますけれども、現行の在籍出向に関する基本的な考え方の経緯及び具体の要件の内容を申し上げますと、まず経緯でございますが、陸上労働分野におけます労働者派遣事業の制度化や職業紹介事業の民間実施の制度化の状況を踏まえまして、学識経験者及び官労使から構成されました「船員職業紹介等研究会」を平成9年に設置し、船員労務供給事業及び船員職業紹介事業に係る規制改革の在り方を鋭意検討し、平成14年7月に報告を取りまとめ、当該報告におきまして整理されました。当該報告では、常用雇用型船員派遣事業の制度化に伴い、これは平成16年の船員職業安定法改正による現行の船員派遣事業制度でございますが、これによる派遣及び期間傭船契約による船舶への配乗のほか、労務供給事業に該当しないその他の形態も明確にすることが船員の労

働保護の観点から必要であるとのことから、労務供給事業に該当しない形態を整理され、その一つといたしまして、「在籍出向による船舶への配乗」が示されました。

具体的内容といたしましては、「在籍出向とは、自己の雇用船員を関係会社（緊密な資本関係等のある会社）に出向させる場合であって、かつ、出向元と出向先の両方に労働契約がある場合をいう。この場合は、出向元と出向先との間に緊密な資本関係等があることから、在籍出向船員にとって実質的に同一の会社の中での移動であり、中間搾取等の発生するおそれがない。また、在籍出向船員と出向元・出向先の間でそれぞれ労働契約が結ばれるため、労働に係る責任が明確となる。したがって、労務供給事業に該当しない。」と整理されました。

この報告を踏まえまして、在籍出向の考え方を整理した文書におきまして、労務供給事業に該当しない在籍出向として取り扱うに当たっては、当該在籍出向の目的として、次に申し上げます4つのような目的を有するものとしてございます。1つ目は、船員を離職させることなく、関係会社において雇用機会を確保するため、2つ目は、技術指導のため、3つ目は、出向の対象となる船員の能力開発の一環として実施するため、4つ目は、企業グループ内の人事交流の一環として実施するため、としております。

先ほど、出向させる関係会社につきまして、緊密な資本関係「等」のある会社と、ご説明いたしましたが、この「等」には、船主団体であります、「内航労務協会及び一洋会」と、「全内航」と、2つのグループそれぞれと、全日本海員組合との間におきまして、各グループの所属会社間での船員の相互配乗制度の協定を締結しておりまして、この相互配乗制度の対象の事業者が含まれてございます。

以上が、経緯及び具体の要件の内容でございます。したがって、前回のような研究会をあらためて設置するまでの大きな制度の見直し検討をする必要はないと考えますので、ご要望のありました件につきましては、別途、労働者側のご意見もお聴きしながら対応してまいります。

もう一つ、求人票の関係でございますけれども、船員職業安定法第15条第1項第3号におきまして、船員職業安定法施行令第1条第7号に定められております、育介法関連条文の規定の違反に関しまして、処分や公表その他の措置が講じられた者からの求人の申込みは受理しないことができることが規定されております。求人を申し込む時点におきまして、違反に係る処分や公表その他の措置が講じられていない状況にあっては、これを受理することとなりますが、その後、当該措置が講じられた場合にあっては、求人者に対して、

当該措置の事実を説明、確認した上で当該求人の申込みを受理しなかったものとして処理するため、求人者に対して、求人の申込みを取り下げるよう指示することとなります。したがって、求人を申し込む時点におきまして、改正育介法令に定められます事業主として講ずべき措置を検討中の段階であっても、当該求人の申込みは受理いたしますが、その後、雇用船員からの申出に基づき、改正育介法令に定める事業主としての措置義務を履行せず、当該法令違反に関しまして、処分や公表その他の措置が講じられた場合には、先ほど申し上げましたように、当該求人の申込みを受理しなかったものとして処理することとなります。

陸上労働分野におきましても同様の措置義務が課せられておりますことから、内航事業者におかれましては、事業運営が大変な状況の事業者もおられますが、陸上の転職市場からいかに船員労働市場に呼び込むかを考えるに、求職者から選ばれる市場になり得るためにも、育児期の柔軟な働き方の措置を雇用船員からの申入れに適時に講じていただきたく、お願い申し上げます。

以上です。

【小西部会長代理】      ありがとうございます。

藏本委員、何かございましたらお願いします。

【藏本臨時委員】      関係法令の説明ありがとうございます。もちろん、その説明内容については十分理解した上で、事前の計画がある程度見えた中で、船員の雇用対策、あと派遣対策等できるような状況であれば問題ないんですが、急遽そういう事態が生じたときの対応として柔軟な対応をお願いしているところでございますので、引き続き検討いただきますようお願いいたします。また、説明会においても、地方の船主からこういう質問等が多分出ると思いますので、説明をよろしく願いいたします。

【小西部会長代理】      ありがとうございます。

今お話のありました点につきまして何か事務局からございますでしょうか。

【前田雇用対策室長】      付け加えての補足はございませんけれども、ご意見を賜りまして、しっかりと説明をしてまいりたいと思います。

【小西部会長代理】      藏本委員、よろしいでしょうか。いかがですか。

【藏本臨時委員】      よくはないですけども、仕方ないですね。よろしくお願いします。

【小西部会長代理】      続きまして、遠藤委員から手を挙げていただいておりますので、遠藤委員、よろしくお願いいたします。

【遠藤臨時委員】 遠藤です。ありがとうございます。事務局からの説明等が最初にあったわけですが、混乱が生じないようにということだったので、それについては10月施行ですから、事務局も十分に認識しているかと思うんですが、とにかく時間がないわけですので、待たなしに施行がやってくるわけですから、その辺については混乱が生じないようにしっかりと対応していただきたいと思います。それから、説明会の話もありましたけれども、この説明会は今の段階で、どのような形で開催して、それから時期についても施行前なのか施行後なのか、その辺を今答えられる範囲で教えていただきたいんですが。

【小西部会長代理】 遠藤委員、ありがとうございます。

何かこの点につきまして事務局からご説明いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

【尾崎船員政策課課長補佐】 船員政策課の尾崎でございます。遠藤委員、ありがとうございます。時期等はこれから検討させていただきたいと思いますが、これから関連通達であったりとか、ツールの整備をさせていただきますので、それを踏まえて皆様にお示しできるようにさせていただくということと、お示しする機会をいただきたいという形になってまいります。それについては改めて調整させていただければと思っております。

以上でございます。

【小西部会長代理】 ありがとうございます。

遠藤委員、いかがでしょうか。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。その説明会の中で、出された質問や意見等について説明会の中で完結するのではなく、Q&Aではないですが、数多く同じ内容の質問が出てくる可能性もありますので、そういったQ&Aをできる限りオープンにさせていただいて、見てもすぐ分かりやすいような形で、Q&Aの周知の仕方を工夫して対応していきたいです。

いずれにしても、この部分は若年船員の確保・育成に向けての観点から見ても非常にいい制度だと思っておりますので、施行後に内容がよくわからないから、利用できないのであれば、若年船員の確保・育成にもつながっていかないとしますので、混乱が生じないように、支障を来すことのないように、事務局におかれましてはしっかりとその辺、対応いただきたいと思います。

私からは以上です。

【小西部会長代理】       ありがとうございます。

事務局から何かございますでしょうか。よろしくお願いいたします。

【尾崎船員政策課課長補佐】       船員政策課の尾崎でございます。遠藤委員から貴重なQ & A等、参考となる意見をありがとうございました。そちらも踏まえまして、丁寧に対応したいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

【小西部会長代理】       ありがとうございます。

そのほか、鈴木委員、よろしくお願いいたします。

【鈴木臨時委員】       ご指名ありがとうございます。先ほど事務局からの確な説明がありました。法令遵守、これは絶対だと思います。非常に明確な回答だったと思っておりますので、ぜひ守っていただきたいと思います。今、労働人口が減っている中で人材確保として何をしなければいけないかというと、まず船員としては、一つは常用雇用でいかに船員を確保するか、これが将来に向けての在り方であることはもう間違いないと皆さんも思っているんじゃないかと思います。その中で法令遵守、それが一つ。また、今回提案された内容は、非常にいい制度です。この制度を運用面での確に活用していただければ、船員の魅力向上、もしくは船員になりたいという求職者に対して効果があるはずです。運用面ではなかなか細かい話や、慣れない部分もあるかと思いますが、事務局のほうで対応をしっかりと行っていただきたいと思っております。期待しておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

私のほうは、以上が意見でございます。

【小西部会長代理】       ありがとうございます。

事務局から何かございましたら。

【尾崎船員政策課課長補佐】       船員政策課の尾崎でございます。まずは応援のご意見ということで受け止めさせていただきます。ありがとうございます。

引き続き、先ほども申したとおり、運用に当たり混乱が生じないよう適切に対応させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

【小西部会長代理】       ありがとうございます。

そのほか、何かご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

これまでご意見等々出していただきまして、ありがとうございました。

そのほか、特にならなければ、国土交通大臣から諮問第485号及び諮問第486号をもって諮問された件については、適当であるとの結論とし、海事分科会長にご報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、そのような形で進めてまいりたいと思います。

続きましては、議題5の審議事項である船員派遣事業の許可についてでございます。

本件につきましては、個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利益を害するおそれがありますので、船員部会運営規則第11号ただし書の規定により、審議を非公開とさせていただきます。マスコミ関係の方をはじめ関係者以外の方は会場及びウェブ会議からご退出のほどよろしくお願いいたします。

(非公開・関係者以外退室)

【小西部会長代理】 本日、意見を求められました諮問につきましては、別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可について、許可することが適当であるという結論とすることとし、海事分科会長にご報告したいと考えますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのような形で進めてまいりたいと思います。

以上で、本日予定された議事は全て終了いたしました。

そのほか何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにならなければ、事務局よりお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 事務局でございます。次回の船員部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で、改めてご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【小西部会長代理】 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第186回船員部会を閉会いたします。本日はお忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様には会議にご出席いただきまして、ありがとうございました。閉会いたします。

— 了 —